

- 1 会議名 議会運営委員会
- 2 日 時 令和 5 年 1 0 月 2 3 日 (月)
- 開会 午前 1 0 時
- 閉会 午前 1 1 時 4 9 分
- 3 場 所 正・副議長応接室
- 4 出席委員 (委員長) 梅村均、(副委員長) 須藤智子
(委員) 谷平敬子、大野慎治
- 5 欠席委員 (委員) 木村冬樹
- 6 出席議員 関戸郁文議長、片岡健一郎副議長、水野忠三議員、堀江珠恵議員、榊谷規子議員
- 7 事務局 議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕
- 8 委員長あいさつ
- 9 議長あいさつ
- 1 0 協議事項
- (1) 令和 6 年度当初予算(議会費)について
- 議会事務局統括主査：資料に基づき説明
- 議会事務局長：資料に基づき補足説明
- 【質疑】
- (事業 7 事務管理費について)
- 梅村委員長：Web 会議ツールは継続して活用していくか。
- 片岡副議長：必要と考える。
- 関戸議長：年 2 回の新聞広告は計上で良いか。
- 梅村委員長：議会だけでなく、市長も同様に広告掲載を行っている。
- 議会事務局統括主査：新聞広告への掲載は、数年前は年 3 回であった。うち 1 件は近隣市の状況を鑑みて市と相談した結果、共に掲載をやめる判断に至り、現在の年 2 回となった。
- 水野議員：昨年は令和 5 年度に向けて、議会だより音訳版の作成のための謝礼について話し合ったが、今回は計上されていないようであるが来年度行わないのか。
- 議会事務局統括主査：現在のところ音訳いただける団体がない。
- 関戸議長：昨年お話をあった団体さんから、検討したが人的に音訳はできない旨のお話を受けている。
- 大野委員：業者委託も考えた方が良いか。
- 関戸議長：業者委託に掛かる経費は相当額と思われる。
- 梅村委員長：皆で検討して議会として必要と判断したならば、そのときは予

算計上も考えていきたい。他に、議会だより配達委託料も前年比増額しているようだが見積もりを徴取してこの結果であるか。

議会事務局統括主査：そのとおりである。

須藤副委員長：手話に関する予算は計上されているか。

議会事務局統括主査：資料２頁の報償費で計上させていただいている。

（事業１０ 議員報酬等について）

質疑なし

（事業１５ 議員活動費について）

関戸議長：議長交際費の５万円減であるがよろしいか。

須藤副委員長：コロナ禍で支出も減っているかと思う。

関戸議長：議長交際費がない市議会もあると聞き及んでいる。

須藤副委員長：私費で賄われているのか。

関戸議長：そのようではないか。

須藤副委員長：慶弔経費を始め最低限必要な支出もある。

関戸議長：これまでの主な使途は香典や供花の支出である。

大野委員：お見舞いも必要になる。

議会事務局統括主査：議長だけでなく市長交際費との関係もあるため、実績に合わせて減額とさせていただいている。

片岡副議長：市長と議長で交際費の額は同じか。

議会事務局統括主査：慶弔経費の対象範囲を例に出すと市長の方が議長よりも支出の範囲は広がる。よって、市長交際費の方が支出も多く予算も多い。

梅村委員長：先日、厚生・文教常任委員会の行政調査が行われたのだが、特別旅費として計上した予算のうち満額近くの支出であったか。

議会事務局統括主査：予算に対し、ちょうど７割の支出であった。

関戸議長：講師謝礼のうち「学術経験者等による専門的事項に係る調査に対する謝礼」は、最近使用していないと思うがどうか。

梅村委員長：最近の支出はないが、判断が困難な議案を審議するときなど、必要になる予算である。

議会事務局統括主査：過去に議会講演会を開催した折、講師を招くためにこの予算と合わせてお越しいただけたこともある。

梅村委員長：講演会等で講師を招く機会がなければ、この予算を計上していくことの必要性を判断しないといけないと考えるがどうか。これらの予算はいつから計上し始めたのか。議会基本条例が制定された後かと思われるが。

議会事務局統括主査：議会基本条例推進協議会が設置された後であると思われる。

大野委員：議会報告会に参加いただける市民が少なく、講演会を市民にも公開することにより、多くの市民に議会に触れていただくという考えの元で講演会が始まったものと記憶する。最初は市の職員講演会と合同開催で講師を招いたのが始まりであると記憶する。議会の活動を少しでも知っていただくという目的から講演会が始まったものと思われる。

梅村委員長：以前は予算も少なく講師を招くことも難しく、議員の知識習得のために職員から法制執務を学んだりしていた。市民に公開しても良いし、しなくても良い予算であったかと記憶する。元々は議員の勉強会であったかと認識するが。議会が毎年市民に参加いただく講演会を続けなくては行けないのか考える必要もあるかと思う。各議員はどのように考えているか。

大野委員：今年度は講演会を開催することは決まっている。来年度も講演会を開催するというのが大前提でこの予算は必要と考える。

片岡副議長：議会基本条例等に講演会開催に当たる規定はない。

梅村委員長：交付金の在り方など議案審議に必要な知識を身に付ける講義を受けても良いと考える。

水野議員：講師を招くばかりではなく、講師のところへ行く、講演会に参加することも考えてはどうか。他の市議会が開催するような講演会に参加することになる。

梅村委員長：個々に政務活動費で参加いただいている。参加する場合は、議会基本条例推進協議会の日当も特別旅費に組み込まれているので、そういったものを活用しても良い。

大野委員：これらの議論は議会基本条例推進協議会に関わることでもあるので、そちらで協議しても良い。

梅村委員長：来年度も講師謝礼の予算は計上して何かしら実施していきたい。

関戸議長：参考人及び公述人謝礼はこの１０年程でどのようなものに使われたか。過去に何かあるか。

須藤副委員長：職員の定年延長を議論した際に参考人を招いた経過がある。
(歳入について)

質疑なし

(その他)

梅村委員長：今年度の実施計画の時期は終わっているが、先を見据えて議会タブレットに関する予算など必要なものの協議を行っていただきたい。今日協議した予算については今後どのように固まっていくのか。

議会事務局統括主査：この後、今月末から１１月にかけて各課が財政グループ属する行政課と課長クラスのヒアリングを行う。その後は行政課が各課の予算を総務部長そして三役へと説明を行い年明けの１月に予算が固まることとなる。その間に、提出した予算案の各項目に対し指摘を受けることもある。

梅村委員長：このような流れで市の予算が固まっていくので、予算編成の時期を見越して意見を整理いただけると良いと考える。

議会事務局統括主査：これまでの説明に補足させていただきたい。今年度、折り畳み式ヘルメットを購入させていただいた。しかし、この予算は昨年の１０月時点で計上していなかった予算である。職員用の折り畳み式ヘルメット予算に合わせて議会も予算計上したのだが、それは予算が固まる年明けであった。今後もこのようなことが起こるかもしれないが、そういった際は議会運営委員会に説明させていただく。

（２）組織・機構の見直しに係る委員会条例の一部改正について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

【質疑】

関戸議長：市民協働部のみ課ごとに委員会を割り振るとどのような影響があるか。

片岡副議長：市民協働部長が全ての委員会に出席し答弁することになる。

大野委員：現在でも直接議案に関わってこない委員会であっても各部長は委員会の審査を見守られているが。

片岡副議長：過去に課の単位で委員会を振り分けた事例がない。市民協働部内の環境政策課（現環境保全課）は過去に厚生・文教常任委員会の所管であった。また、協働安全課が所管する議案（条例）はあまり上程されていないことを鑑みると厚生・文教常任委員会で所管すれば審査件数もさほど影響なしと考える。

梶谷委員：市民協働部は総務・産業建設常任委員会と考えていたが。

大野委員：年間に提出される請願等を鑑みると厚生・文教常任委員会でないか。医療関係の請願・陳情の提出が多いので、厚生の所管にしないといけないと考える。これらの請願を総務・産業建設常任委員会で審査するのはいかななものか。部ごとに所管を振り分けるならば、市民協働部は厚生・文教常任委員会の所管である。

梅村委員長：市民協働に関することなど厚生・文教常任委員会の視点で見られないということもない。協働安全課の防災関連と消防本部に関することで委員会所管が分かれてしまうということもある。

大野委員：そこは市民協働部長が責任もって発言されるので問題はないと考える。今日決定するわけではないので、一度会派に持ち帰って議論するので、今日の検討課題として会派に持ち帰る。

関戸議長：整理するが、部を課の単位に分けて委員会の所管とすることは、その後の委員会運営を考えたときに、それは合理的ではないとする委員の考え方で良いか。

議会事務局統括主査：現時点では議会事務局の職員であるから市組織の捉え方を述べるわけにはいかないが、市民協働部だけ課単位で委員会の所管を分けるというのは、個人的にはいかほどかと思うところはある。

梅村委員長：市民協働部を課の単位で委員会の所管を振り分けるとなると他の部も検討していかななくてはならない。

関戸議長：会派に持ち帰って議論する際に課を単位とすることが合理的ではないというところから始めたいと考えたところである。

大野委員：12月定例会までに結論が出ないのであれば3月定例会での上程でも良いか。

議会事務局統括主査：特に問題ない。

水野議員：会派で検討されるときにお願いしたいことだが、国や県の予算の関係を踏まえて検討してはどうか。

榊谷委員：今は全て内閣府として審議している。

大野委員：予算関係は財務常任委員会のことだ。

梅村委員長：今日の協議での委員の意見として市民協働部を部ごと総務・産業建設常任委員会の所管とするか、厚生・文教常任委員会の所管とするか、課単位で所管を分けるか、ただし、課の単位で所管を割り振るならば不安材料が残る。

片岡副議長：部ごとどちらかの委員会に振り分けるとすると現在の厚生・文教常任委員会が所管してきた請願・陳情が非常に多いという点を検討の際には入れていただきたい。

梅村委員長：余談ではあるが、今年度の議会運営委員会の委員は全員総務・産業建設常任委員会の委員でもある。

榊谷委員：課ごとに所管を分けてしまうのは難しいようだ。請願の審査が多いのが厚生・文教常任委員会と思い込んでいる節はないか。

大野委員：現在の厚生・文教常任委員会が所管事項とする請願・陳情が圧倒的に多い。例えば、請願審査を始めたら総務・産業建設常任委員会にも影響するとして合同審査会を開催することはほとんどない。よっぽどそのような場面はない。まずは厚生・文教常任委員会に付託して、よっぽど審査

しきれないとして合同審査会開催の運びとなることはあるかもしれないが、それは極めて少ない。

片岡副議長：総務・産業建設常任委員会の所管としたならば内容的に合同審査会の開催件数が増えてくると思われる。

議会事務局統括主査：例年１２月定例会に向けて提出される請願であるが、ひとつの請願に請願項目が多く、福祉の項目もあれば、医療に関する項目も含まれており多岐に分かれている。市民協働部を総務・産業建設常任委員会の所管に振り分けたならば、ひとつの請願の福祉に関する項目は厚生・文教常任委員会が、医療に関する項目は総務・産業建設常任委員会が所管となってしまう。

議会事務局長：市民協働部の３課のうち条例改正として上程される議案は国民健康保険に関する議案が多いと思われる。

議会事務局統括主査：直近の機構改革で厚生・文教常任委員会の所管事項であった市民部がなくなった。旧の市民部に属していた３課は現在の各部に組み込まれた。旧市民部は市民窓口課、税務課、環境保全課であった。税務課と環境保全課は総務・産業建設常任委員会に所管替えとなったわけであるが、市民協働部として協働安全課と環境政策課の所管を厚生・文教常任委員会に替えるのであれば、数としては直近の機構見直し前に戻ることにもなる。

梅村委員長：いろんな意見が出たが委員会の所管は会派に持ち帰って検討いただきたい。

議会事務局統括主査：今の議論では委員会の名称までは変更はなさそうであるが、もし名称を変えとなると議会が所管する会議規則や要綱、また、執行機関が所管する条例も影響を受ける。会派での検討の際に委員会名称変更も必要との判断になりかけた場合は早急な議会運営委員会の開催をお願いしたい。

梅村委員長：仮に会派内や事務局に対して委員会名称の変更を申し出る方があれば速やかに委員長や議長、また事務局にも報告いただき、議会運営委員会の開催を検討したい。

大野委員：名称変更はないことを前提に進めていきたい。

桝谷委員：以前は大きな議論の元で委員会を３つに分けたこともあったが、今回はひとつの部であるしそこまでではないと考える。

（３）９月定例会の振り返りについて

梅村委員長：委員から何か気になった点などあれば発言を。先の定例会中の議会運営委員会で、本会議における発言の際に「議長」と呼びかけが必要

であることは確認したところである。

議会事務局長：気が付いた点など数点報告する。正・副議長を除いて説明はしていないが、事務局で本会議ライブ配信を検討している。初めに庁内への配信が可能であるかどうか９月定例会で試行したところである。課題はあるもののライブ配信は可能であると確認が取れた。本番の運用までにはテスト期間の時間が必要である。庁内でのテストを重ねて、次は一般に向けたテストを行っていききたい。

大野委員：小牧市の職員は議会の様子を自席パソコンで見ており、必要に応じて議会に参集するようだ。

梅村委員長：費用面はどうか。

議会事務局長：庁内ネットワークを用いた配信であるため経費はかかっていない。

大野委員：録画配信同様に YouTube か。

議会事務局長：そのとおりである。

大野委員：庁内配信が可能なら一般向けもすぐにできるのではないか。

議会事務局長：委員会での決算に関する議案の議会選出監査委員の退席であるが、現在そのタイミングは採決前の退席である。これは委員間討議の後の退席に当たるが、議会選出の監査委員が委員間討議に加わっても良いのかという点である。退席のタイミングとしては質疑が終了したところがふさわしいと考えるがいかがか。次に、委員会提出議案を議論するタイミングである。この手順が確立していないのであるが、請願の採決の後に行う手順がひとつ、また、今定例会のように全請願の審査が終結したところで委員会提出議案の議論に移る手順もある。現在、どちらの手順で進めるべきかははっきりしていない。次に、今定例会の総務・産業建設常任委員会の一議案の採決中に発言された委員があった。議事進行に影響が出るのでそのような行為は控えるべきと考える。

大野委員：採決中に突然発言が始まったが無視すべき案件であった。委員長の休憩という判断が間違いであった。

関戸議長：あれはあり得ない。

議会事務局長：一般質問で通告した要旨を飛ばした案件が見受けられた。そのような場合は質問を飛ばす旨の発言をいただきたい。

梶谷委員：議員自身が気付いていない場合もある。

関戸議長：議員が気付かない場合もあるし、意図的に飛ばして説明がない場合もあるので、議長から注意すれば気付いていただけるし、周りも予定されていた質問はどうなったのかとはならない。議長から「通告を飛ばして

いるがどうか」と問いかけることになる。

片岡副議長：そのとおりで、その場で議長が確認しても良い。

議会事務局長：また、一般質問通告要旨に係る執行機関とのヒアリングであるが、予定の1時間を超してヒアリングが行われたケースが見受けられ、かなり長い時間のものもあった。ヒアリングに臨むに当たってまとめておいた方が良いと感じた。

須藤副委員長：議員が1時間ごとにヒアリングを予定しているからそんなことでは次の順の議員が待たされることにもなる。1時間という持ち時間は守ってもらわないと困る。

大野委員：ヒアリングの時間は個人の勉強時間ではない。

須藤副委員長：要旨に関することだけでなく、別のことを聞き始めると時間が足らなくなる。

梅村委員長：続くようならこういった事実を公表しても良いのでは。

関戸議長：議員本人に注意を行った。

梅村委員長：委員会提出議案を議論するタイミングであるが、もう一度確認したい。

梶谷委員：請願を採択した後であるが、請願事項でもある意見書提出について、添付された意見書を基に委員会として議案提出に至る議論をどのタイミングで行うかという確認であった。

大野委員：添付された意見書に対する各委員の意見があるものと思われる。これまでは意見書に対する意見を委員長が集約していた。こういったものを委員会内で諮る必要があるというのがこの件の始まりである。これを委員会中のどのタイミングで行うかであるが、全ての請願審査の後だと請願とそれに付随する意見書の連続性が途絶えることになる。

議会事務局長：今定例会の請願審査に対する意見書提出の議論の手順を全ての請願審査終了後にまとめさせていただいたが、今後のこともあるので、今回の手順を踏まえてどちらの手法がふさわしいのか協議いただきたい。

梶谷委員：以前は請願が採択されたならば、添付された意見書の文案までは委員会の中でしっかり審議してこなかった。

議会事務局長：請願採択後に直ちにその請願に関係する意見書案を審査し始めると相応の時間を要することになる。

大野委員：以前は採択後の文案に対する意見は散会後に委員長が集約していた。本来なら請願ごとに委員会提出議案としての意見書を審査した方が良いのだろうが、各請願の審査が全て終わった後にまとめて意見書を協議した方が良いのではという提案のようだ。しかし、その日に最後までやりき

るのは難しいようにも思う。

片岡副議長：一つひとつ丁寧に審査していくのが良いと考える。市民が録画配信を見たときに、意見書提出に向けた議論が抜け落ちていることにも繋がる。市民目線で捉えると意見書の文案を委員会がより良いものにして国等へ提出するための議論を行っていることがわかる。請願の陳述人がいる場合は、意見書の中身を議論することで伝わると考えるがいかがか。

梅村委員長：委員会審査の順は、請願審査、市長提出議案の審査、そして意見書の審査という流れでも良いかと考える。市長提出議案の審査の終結と共に執行機関説明員も退席できる。

大野委員：おそらく委員会中でのその場の合意とは行かないと思われる。結局は後日に委員会を再開することになると考えるがいかがか。

梅村委員長：そのときは、別日を設けて審査するしかない。委員長一任という手法もあるが、最終日に委員会提出議案として上程されたならば、そこで委員は意見を申し出ることはできない。

須藤副委員長：委員会が午前中に散会となることもあるが、その日に時間をかけて丁寧に審査すれば良いと考える。

大野委員：先に市長提出議案を審査して請願の審査は後という手順もある。

関戸議長：午前を議案、午後に請願という進め方もある。

須藤副委員長：すると午前も午後も説明員として執行機関は出席することになるが。

梅村委員長：いずれにしても、意見書の文案を委員会中に審査するということには異論がないようだ。

議会事務局長：執行機関から決算に係る議案や新年度予算に係る議案の審査についての申出があった。令和6年4月以降は新たな組織・機構となるが3款民生費等複数の部にまたがる款がある。これまで款項目順に委員会審査していたものを部ごとの審査にならないだろうかという申出であった。

大野委員：7つの部になるから難しくなる。

関戸議長：答弁する担当の入替回数が多くなるから、款項目順を一部入れ替えて職員の入替りを少なくする提案のようだ。合理的なようにも思う。

梅村委員長：それに合わせて質疑区分表も作り直す必要も出てくる。

議会事務局長：なお、他市の状況を調査中である。

大野委員：特別委員会を設置して審査しているところもあるから、岩倉市議会とは審査の手法も違う。

議会事務局長：主要施策の成果報告書も部ごとに作成されている市もあるようだ。

関戸議長：部ごとの方が良いのではないか。

大野委員：執行機関も議案に付随する資料の順を改めるなどしてくれるなら話が進む。

水野議員：予算書や決算書はどうなるのか。

議会事務局統括主査：その並びは変えられない。９月定例会での委員会審査であるならば決算書の頁はあちらこちら前後するものと思われる。

大野委員：市民協働部に関係する予算などはあっち行ったりこっち行ったりする。建設部や消防本部など款項目で固まっているところは問題ないのであろう。

梅村委員長：来年度の９月定例会までに決めていかないといけない。

大野委員：タブレットを導入して頁管理して審査に臨まないと困難になると考える。タブレットがないと無理だ。執行機関が操作して皆が同じ頁を見ていないと審査ができなくなる。

梅村委員長：議会側の質疑の仕方も整理していかないといけない。

水野議員：監査委員の退席についてであるが、採決前に退席するというのは自身の議会選出監査委員としての評価が反映されることと考えるが、討論前に退席しないといけないという理由がわからない。議会選出監査委員である前に一議員として討論を聞くということも必要ではないかと考える。

梅村委員長：この点については過去から議論してきたところである。議会選出監査委員としてどこまで発言して良いのかという議論も行ってきた。一議員としての発言の場を与えるべきという意見もあれば、質疑にしろ、討論にしろ、採決に繋がる場であるから採決に関わらない議員が発言する必要はないという意見もあった。

大野委員：議会選出監査委員は決算議案の提案者でもある。

関戸議長：以前は委員会にも出席しなくても良いというルールであった。

大野委員：議会選出監査委員は傍聴されていた。

水野議員：発言は控えるべきと考えるが聞くくらいなら問題ないのではと考えるところである。

大野委員：財務常任委員会で委員間討議はないが、あったとしたらその前に退席と考える。

関戸議長：本会議に揃えたいということである。

大野委員：この場で議論してもまとまらないので、議会基本条例推進協議会で取り上げてはいかがか。

梅村委員長：議会基本条例推進協議会の協議事項として取り扱っていただきたい。

大野委員：春日井市議会採決に加わっていると聞いている。

議会事務局統括主査：以前に議会選出監査委員の本会議での在り方について議会運営委員会で協議した際に近隣市議会の状況を確認している。近隣市議会は全て採決まで加わっており、退席しているのは岩倉市議会のみであった。

水野議員：私の意見としては、採決前に退席する方が良いと考えているが他の市議会の理屈もわかる。有権者から選ばれてその議員が議決権を行使する。一方で、議会選出監査委員に就くことで有権者の意思が反映されなくなることはいかがなものかという考え方である。

大野委員：有権者の声は質疑で届けてくださいということ。

水野議員：有権者の賛成・反対という意思を採決に反映させるということである。

梅村委員長：市民から選ばれた議員が個々に役目を果たすという側面からの考え方もあるし、議長という立場にある議員もあり悩ましい課題である。

片岡副議長：先日開催された議会サポーターとの意見交換会で頂戴した意見である。常任委員会の際には委員席に名札を置いてほしいというものであった。この場で決めていただきたい。

梅村委員長：名札を置くことに異論はないか。

各委員：賛成である。

片岡副議長：各委員が名札をその日に座る席に設置するという事でお願いする。名札は事務局席に用意しておく。もう一点、議会サポーターとの意見交換会で頂戴した意見であるが、一般質問時の配布資料に関してである。資料をモニターに映し出す場合は問題ないのだが、議場内への頒布のみの場合は録画配信を見ても内容がわからないので、ホームページに資料を上げてほしいという意見であった。議会広報委員会でも検討いただきたい。

大野委員：あれもこれもとなってくると労力も発生してくる。

梅村委員長：以前に一般質問の資料作成に係るコピー料金の取扱いを議論したときには、これらの資料は議員個人のものとして取り扱うものと判断し、政務活動費を充てることになった。個人のものを議会のホームページに上げることについては問題があるのではという結論であった。

片岡副議長：そのような理由は知らずに、録画配信を見て気付いた意見のようである。

大野委員：資料をモニター説明に活用していただけると解決していくものと考えられる。

片岡副議長：資料の内容が伝わるような説明の仕方にご尽力いただければと考える。

議会事務局統括主査：一般質問の資料等に関して各市の事務局職員間で課題としてテーマに上がることもあるのだが、資料に個人情報が含まれてしまっていたり、引用した文書等の出典元が不明確であるとか、著作権にも影響が及ぶ可能性があるものが見受けられたりもする。例えば、新聞記事の転用等は新聞社に確認いただいたり、資料として頒布するにも上限部数が決められていたりする。それらの点について特に注意いただきたい。

関戸議長：決算証書類審査についてである。課題も多くあるのだが、執行機関から資料請求という形での審査にできないかという提案があった。時間は有るので次年度までに審査方法について協議いただきたい。

梅村委員長：主要施策の成果報告書以外にもこれらの審査も併せて決算議案の審査に当たってきたので、検討いただきたい。本日様々な意見が出たが検討できるものから取り扱っていきたい。

（４）その他

議会事務局長：８月に、議場にヘルメットを設置するという話をさせていただいた。現在、議場内傍聴席へ入った辺りに４個、議場ロビーのテーブル上に２個、議会事務局窓口に２個、合計８個のヘルメットを設置した。

１ １ その他

特になし